

新たな大臣認定制度のあり方

国土交通省 都市局 街路交通施設課

登録認証機関及び認証基準の要件

登録認証機関	適格性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 欠格事項に該当しないこと(駐車場法施行規則第8条)
	専門性、厳格性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査員の学識経験 (駐車場法施行規則第9条第1項) ➤ 認証委員の学識経験(駐車場法施行規則第9条第2項) ➤ 原則として、設計図のみによらず、装置又は試作品について審査を行うこと
	中立性、公平性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定の者を差別的に取り扱わないこと(駐車場法施行規則第11条第1項) <ul style="list-style-type: none"> ❑ 審査の中立性の確保(利害関係者の除外) ❑ 認証の手数料の公平性の確保
	公益性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 適正な積算に基づく認証の手数料の額の設定 ➤ 財務諸表等の備付け及び閲覧等(駐車場法施行規則第15条)
認証基準	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大臣認定基準との整合性が確保されていること ➤ リスクアセスメントに基づき作成されたものであること 	

大臣認定における事務処理

○ 各機関の役割

■ 都市局(街路交通施設課)

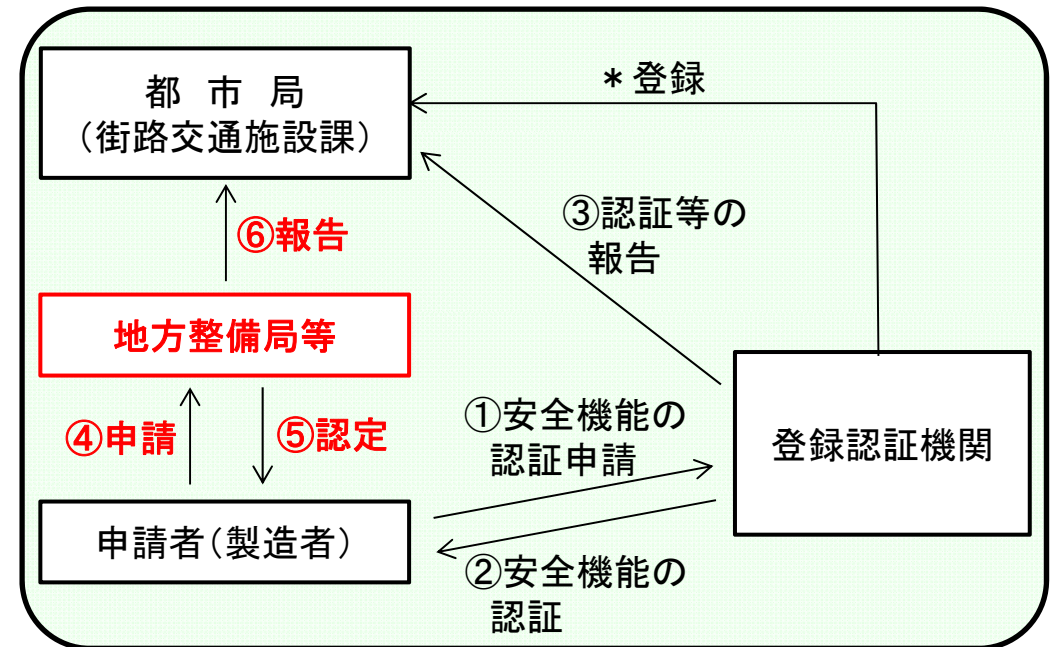
- 機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(性能規定)の策定
- 認証機関の登録・監督
- 認定型式の公表

■ 地方整備局等・・・機械式駐車装置の大臣認定

- 構造、設備の審査
- 認証証明書の有効性の確認
- 認定に際しての条件の付与
- 認定書の発行(認定の条件の添付)
- 認定型式の報告

■ 登録認証機関・・・機械式駐車装置の安全機能の認証

- 安全認証基準(仕様規定)の策定
- 安全機能の審査
- 認証証明書の発行
- 認証等の報告



○ 事務要領において地方整備局等に周知する事項

④ 申請、⑤ 認定

- 認定申請書の様式の変更
- 構造・設備の審査にあたり、チェックシートを活用し、審査事務の標準化・効率化を図ること
- 安全機能の審査にあたり、登録認証機関より発行された認証証明書を確認すること
- 認定の有効期限については、認証証明書の有効期限と同一とすること
- 既認定装置の再認定申請の場合の審査方法

⑥ 報告

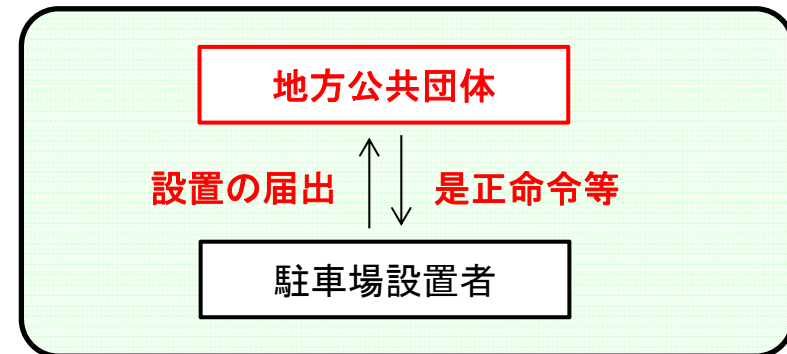
- 認定型式について、毎月末に認定番号管理簿にて報告すること

路外駐車場の設置の届出における事務処理

○ 各機関の役割

■ 地方公共団体

- 路外駐車場(注)の設置の届出の審査
 - 技術的基準に適合しない場合の是正命令等
- (注) 駐車場法で規定される一般公共の用に供し、駐車に供する面積が500㎡以上の駐車料金を徴収する路外駐車場



○ 技術的助言において地方公共団体に周知する事項

設置の届出

- 大臣認定書の確認
 - 有効期限を確認すること
 - 認定の条件を確認すること
- 経過措置
 - 改正省令施行前に認定を受けて現に設置されている装置については引き続き認定の効力を認めること
 - ただし、改正省令施行後、装置の追加又は型式変更等を伴う機材更新を行う場合は、新基準への適合が必要
 - 改正省令施行日より1年6月の間に限り、旧基準で大臣認定を受けた型式の装置の設置を認めること
- 認定の有効期限と設置予定日
 - 特殊装置設置計画書等において、設置予定日が有効期限内であることを確認すること
 - 設置予定日が有効期限を超える場合は、認定更新後に速やかに有効な認定書の提出を求めること